

# ○津軽広域連合の職員の特殊勤務手当に関する条例

(平成28年2月25日条例第9号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、津軽広域連合の職員の給与に関する条例（平成26年津軽広域連合条例第3号）第15条の規定に基づき、津軽広域クリーンセンター内の職務に従事する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

**第2条** 特殊勤務手当の種類は、施設運転維持管理手当及びプラント設備内部作業手当とする。

(施設運転維持管理手当)

**第3条** 施設運転維持管理手当は、職員が施設で運転維持管理のための業務に1日3時間以上従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき460円とする。

(プラント設備内部作業手当)

**第4条** プラント設備内部作業手当は、職員が次に掲げる業務に1日3時間以上従事した場合に支給する。

(1) 貯留槽等の内部作業業務

(2) その他広域連合長が必要と認める業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき540円とし、職員が同一勤務日内に同項に掲げる業務に複数従事した場合であっても、プラント設備内部作業手当は重複して支給しない。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。